

令和5年度第1回 新潟県最低賃金専門部会

日 時 令和5年8月1日(火)午後3時30分～

会 場 新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

(事務局)

お疲れ様です。ほぼ定刻になっておりますので、ただいまから令和5年度第1回新潟県地方最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。私は賃金室長補佐の大島です。よろしくお願いいたします。

推薦公示の結果を踏まえ、お手元に委員の皆様へ辞令を配布させていただきましたので、ご確認のほどお願いいたします。なお、お手元の資料No.1、専門部会委員名簿によりまして、委員の皆様へ紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、本専門部会は成立しております。

次に公開の可否についてです。旧来、本専門部会については非公開として運営させていただきましたところですが、7月7日に開催した第1回新潟県地方最低賃金審議会において、本年示されました中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告に基づきまして、本専門部会の第1回については公開することが決定されました。よって、本専門部会は公開としております。本日、10名の傍聴者の方がおられます。

続きまして、議事次第(1)部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。

選出については、最低賃金法第24条第2項および同法第25条第4項により、公益代表委員のうちから委員が選挙すると規定されております。当審議会では、従来から推薦により候補者を確認し、皆様方よりご承認いただくという方法を選挙として行ってきておりました。本年も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

ご異論ないようですので、従来どおり、推薦により決めさせていただきます。

委員の皆様から推薦がございましたらお願いいたします。

(磯部委員)

公益代表の磯部と申します。私から部会長および部会長代理を推薦いたしたいと思いません。

まず部会長につきましては、長谷川委員を推薦いたします。理由といたしましては、令和元年から昨年まで、審議会会長代理や専門部会会長を歴任され、十分な経験と実績を積んでおられます。これまでの実績を踏まえまして、長谷川委員を推薦いたします。

部会長代理については、佐々木委員を推薦いたします。佐々木委員におかれましては、平成30年から昨年まで、特定最低賃金審議会自動車専門部会会長を歴任されるなど、経験豊か

な方でございます。以上の理由から、部会長代理に佐々木委員を推薦することといたします。
よろしく願いいたします。

(事務局)

ただいま磯部委員から、部会長に長谷川委員、部会長代理に佐々木委員を推薦するとのご発言がありました。他に推薦される方はいらっしゃいますか。

おられないようですので、部会長に長谷川委員、部会長代理については佐々木委員とすることについて、ご異論はありませんか。

ご異議ないようですので、部会長に長谷川委員、部会長代理に佐々木委員をお願いいたします。

長谷川部会長、佐々木部会長代理から、ごあいさつをお願いいたします。まず、長谷川部会長からお願いいたします。

(部会長)

このたび部会長に任命されました長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

昨年も部会長をやってまいりましたけれども、毎回難しさを感じております。今年、だいぶやり方も変わりました、公開の部分が増えたということで、慣れない中、運営していくところもございしますが、皆様の協力を得て円滑に進めてまいりたいと。それから、今回、中央最低賃金審議会からメッセージがございました。あちらのメッセージをかみしめ、真摯な議論を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続いて、佐々木部会長代理からお願いいたします。

(部会長代理)

部会長代理となりました、新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

この場におきましても、万が一不測の事態が起きましても、審議や協議が滞りなく進められますように最善を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

(部会長)

よろしくお願いいたします。

議事に入っていきたいと思います。議題(2)専門部会の運営規定について、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

皆さん、お疲れさまです。

本審議会につきましては、お手元に配布しております資料 No. 2、新潟地方最低賃金審議会運営規程等、これらに基づき運営しております。今期もこれに基づき運営することを確認

願います。とりわけ運営規程第5条、第6条に、公開あるいは議事録作成について記されております。これらに基づいて運営をしております。

(部会長)

ありがとうございます。引き続き、運営規程第5条に基づく本専門部会の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

引き続き、私からご説明申します。

運営規程第5条を今ほど見ていただきましたけれども、これに基づく本専門部会の公開についてでございます。第5条をご覧になっていただきたいと思います。

審議会は原則として公開するとされておりますが、但し書きが定められておまして、公開することによって個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害される恐れがある場合、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができると定められております。昨年までは、この但し書きを踏まえ、専門部会については非公開とする運用を行ってきました。

しかしながら、本年度につきましては、冒頭説明申し上げましたとおり、先日開催しました第1回新潟地方最低賃金審議会において、全員協議会報告を踏まえて、第1回新潟県最低賃金専門部会については公開することが決定されました。ただし、公開するのは「公・労・使」の三者が集まって議論を行う部分とされておりますので、「公・労・使」の三者が集まって議論を行う部分を公開とすることとされました。

一方で、専門部会は、本審議会とは別の独立した規程が定められておりますので、2回目以降の公開の可否判断については、専門部会で決めるべきであるとされたところでございます。よって、本専門部会において、2回目以降の公開の可否についてご議論いただきたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

今ほどの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。ございませんか。

今の説明に基づいてお話をしていきますけれども、今後の2回目以降の専門部会につきましては、全員協議会報告を踏まえて「公・労・使」の三者が集まって議論を行う部分については公開とすることによろしいでしょうか。

(「異議ありません」の声)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、今後の専門部会については、「公・労・使」の三者が集まって議論を行う部分については公開といたします。

続きまして、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて、事務局、引き続き説明をお願いいたします。

(室 長)

私からご説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用についてでございます。事前にお配りさせていただいております最低賃金決定要覧の149ページに審議会令が記載されております。

その第6条第5項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、こういうふうに定められております。

先日開催しました第1回最低賃金審議会において、この規定を適用し、専門部会で全会一致した場合に限り審議会の決議として取り扱うことを確認しておりますことをご報告いたします。

(部会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお伺いいたしますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、従来どおり、専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審の結果として取り扱うことといたします。

次に議題(3)最低賃金に係る審議について、事務局資料について説明をお願いいたします。

(室 長)

資料についてご説明申し上げます。資料No.3から資料No.10について説明させていただきます。

まず資料No.3です。これは地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果についてです。第1回最低賃金審議会の資料No.12に中央最低賃金審議会で配布された主要統計資料を添付いたしましたけれども、そこには全国の実績が提示されています。ここには当局の実績を提示しております。

この調査については、毎年1月から3月にかけて、県下の各労働基準監督署において最低賃金が守られているかどうか監督指導した結果となります。令和5年1月から3月、それから令和4年1月から3月が表になっております。

令和5年1月から3月、昨年度の違反率ですけれども、全国では10.3パーセント、新潟では5.3パーセントとなっており、引き上げ額が過去最高でしたけれども、いずれも一昨年度の違反率を下回っているということがいえます。また、監督実施件数については、ここ数年間、コロナ禍での緊急事態宣言の影響により減少していましたが、昨年度以降、全国、当局ともに増加をしているということでございます。

続きまして、資料No.4が全国中小企業動向調査結果、資料No.5が中小企業景況調査の要約版です。いずれも日本政策金融公庫総合研究所がまとめたものです。この調査結果によりますと、小企業の景況については、厳しい状況にあるものの持ち直しの動向がみられる。中小企業の景況については、一部に弱さがあるものの持ち直しの動きがみられるとの基調

判断となっております。

資料 No. 6 ですけれども、こちらについては一般労働者・短時間労働者の1時間当たりの賃金の推移となっております。

続いて資料 No. 7 については、新潟県の経済動向でございます。7月10日に新潟県が公表した本年4月から6月までの第1四半期における県内経済の概況が載っております。ここにあります基調判断としては、県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などが見られるものの、緩やかに持ち直しているとしております。

資料 No. 8 は、第2回最低賃金審議会で配布しました中賃の資料 No. 2 の根拠のデータです。生活保護と最低賃金の比較について、このような形で計算しているということでございます。

資料 No. 10 については、令和5年5月の新潟県の鉱業業指数です。詳細は後ほどご覧になっていただきたいと思います。

資料の説明は以上です。

(部会長)

資料についてご説明いただきました。ただいまの説明に関してご質問、ございませんか。

(梅野委員)

資料 No. 3 でお伺いしたいのですが、参考までに聞くと、違反件数 48 件のうち、これはもう全部是正されたという認識でよろしいのでしょうか。

(室 長)

基本的には、すべて是正されたということでございます。

(梅野委員)

過去に、最低賃金に違反している中で、知らなかったとか、上げられなかったとか、アンケートがあったような気がするのですが、今回はそのような調査はされましたか。

(室 長)

はい。ここには結果について表記してありませんけれども、おっしゃられるように、なぜ違反につながったのか、その理由についても、一つひとつの事業所について確認をしております。

最近の傾向としては、最低賃金そのものを知らないということはありません。段々周知が広がっているということは感触で出ております。

(部会長)

ほかにご質問、ございませんか。よろしゅうございますか。

調査審議に入りたいと思います。

本日は、新潟県最低賃金の改正についてどのように考えていらっしゃるか、労使双方の委員からそれぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思います。お待ちしております。

労働者側からでよろしいですか。それでは、労働者委員からお願いいたします。

(桑原委員)

労働者代表の考え方を述べさせていただきます。桑原と申します。よろしくお願いいたします。

本日、先ほど本審のほうで労働者側の資料ということで、連合が出しておりますリビングウェイジの数値を資料として配布させていただきました。例年ですと、労働者代表から第1回目から様々な資料を提出していたのですが、本日、間に合っておりませんで、明日には資料等を提出したいと思っています。よろしくお願いいたします。

考え方を述べさせていただきます。

私の考え方、主張の柱としては、大きく二つございます。この二つの柱は、ここ数年とは変わっていないところです。まず一つ目の柱としましては、やはり最低賃金は、セーフティネットとしての役割を果たすことができる水準でなくてはならないという点です。最低賃金法第1条の趣旨の下、また、労働基準法第1条にある、労働者が人たるに値する生活を営むための賃金でなくてはならないということが大前提です。特に昨年からの物価上昇分をしっかりと勘案していかなければならないと考えております。

お配りした資料の連合のリビングウェイジなのですが、労働者側と、右上に掲げられているものが全国のものとなります。

リビングウェイジというのは、労働者が最低限の生活を営むに必要な賃金水準でございまして、これが連合で出している最新のものであります。裏側に、それを新潟県の数字にしたものが載っています。最後のところ、リビングウェイジ額の1円の位が表と裏とは少し違いがあるのですが、これは、裏側はさまざまな物価に関する計数を掛けていったときの1円未満の処理の関係で少し違ってはいますが、それが違っているということだけで、何か意図を持って変えているものではないということだけご理解いただければと思います。

裏面です。少しカラーが入っているものを見ていただければと思います。

単身の成人が新潟県で賃貸で暮らしていくために最低必要な金額を時給で表した場合、1,029円と記載してあります。端数を繰り上げると1,030円になるのですが、この1,030円というのは、個人加入の医療保険とか預貯金が含まれていません。ですから、最低限生きていくための金額だということです。大きなけがや病気、急な冠婚葬祭への対応なども難しく、将来不安を拭い去ることのできない金額でしかないということです。現在の新潟県の最低賃金はこの1,030円にも大きく及ばないところです。

7月28日に公表されました、新潟市の6月の消費者物価指数の総合指数は104.6パーセント、前年度月比3.0パーセント上昇しました。これは統計データが残る1970年以降最高の数字となっております。資料はまた第2回で提示したいと思います。

この消費者物価の数値というのは、中央最低賃金審議会の先ほどのビデオメッセージにもありましたけれども、電気・ガス価格の激変緩和対策事業によって表面的には押し上げられているということです。ですから、この緩和措置が終了する10月以降も見とおしていくことというのが重要になるかと思っております。

また、値上げの一例としましては、先日、新潟交通と新潟交通観光バスの、路線バスの上

限運賃の値上げ申請を北陸信越運輸局が認可されました。これによって9月1日からの運賃の改定率は約15パーセント。市内均一料金につきましては210円が260円に改定されるということで、率に換えると23.8パーセントの上昇です。また、新潟市郊外、新潟市外を結ぶ路線も約15パーセント値上がりするということです。企業にとっても通勤費等の支払いで負担というのは出てくるかとは思いますが、生活するにあたりバスの値段がこれだけ上がるということは、しっかり見ていかなければいけないと思います。

この辺の値上げは一例ではありますけれども、やはり今現在ということだけではなく、秋以降の物価上昇の影響をしっかりと考えていかなければいけないと考えております。

それから、第1回本審配布の資料で、新潟県の賃金関係の諸統計、商工会議所から出されているものがあります。後ほど見ていただきたいと思うのですが、毎年出されている冊子ですので、こちらの冊子の2ページに、新潟市、東京都、全国、この三つの標準生計費の比較が載っています。これを見ると、新潟市の生計費は全国よりも高くなっているということが分かります。そのことから、生計を維持するためには、少なくとも全国平均よりも高い賃金水準が必要になると考えられます。

企業物価指数も上昇しているところではありますけれども、第1回本審の資料No.7、中賃の目安に関する小委員会のほうの1回目の資料があるのですが、今日、こちらに載っていませんけれども、厚生労働省の資料にございます。そちらの資料No.4に、足元の経済状況等に関する補足資料というものがあまして、その13ページにも記載があるので、企業物価指数はもう高くなっているものの、今年に入って上昇率が縮小し、落ち着きを見せているということがございます。こちらがセーフティーネットとしての考え方。

もう一つの柱としましては、地域間格差の是正というところです。新潟労働局長の諮問にありました、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版、それから経済財政運営等改革の基本方針2023、いわゆる骨太方針ですが、こちらの中でも最低賃金の地域格差の是正に触れているところです。

新潟県の最低賃金の金額は、関東北信越では下から2番目の低さです。平成21年、新潟県と岐阜県だけが引き上げ額ゼロ円だった年から、全国平均との差が広がっていますし、近隣県との差が縮まることはない状況です。

また、本日の本審の資料のNo.1にもありましたけれども、最低賃金だけではなく、一般労働者の所定内給与も、新潟県は他県に比べると、近隣県に比べると低い状況となります。また明日、この辺の資料を出したいと思っております。

地価や家賃は確かに首都圏と新潟を比べれば差があるものの、衣食にかかるものの価格、それから光熱費、医療費、公共交通機関の料金などには、いわゆる地域差というものは見られないところです。むしろ新潟県は通勤等に車を必要とする人が多く、車保有にかかわる費用がプラスで見なければいけないところです。先ほどのリビングウェイジでも、車保有の場合を記載しています。約300円、やはり車を持つだけでそれだけの時給差が出てくるという

ところ です。

また、明日にもお話ししたいと思っておりますけれども、人口減少が大きな課題となっている新潟県にとりましては、やはり労働力を確保することが必要です。そのためには、賃金水準の底上げ、それから最低賃金の引き上げが重要な課題となります。

先ほどの答申の資料の No. 3 の方に、目安に関する公益委員見解がございました。そちらの 6 ページに、地方最低賃金審議会への期待等が述べられているところです。そこには、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を、特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。この辺も、しっかり頭に置かなければならないと考えております。

雇用情勢としましては、新潟県の有効求人倍率は、ウイルス禍前の水準を維持しています。第 1 回本審の資料にもありましたし、本日、8 月 1 日に 6 月分の有効求人倍率が発表されております。こちらは 1.5 人で、全国でも 5 位の高い数字です。

新潟労働局職業安定課から出されている定例雇用情報、本日これも公表されておりますけれども、6 月分の求人募集の賃金の下限の平均額は 1,000 円を超えているところです。これも明日、資料としてお出ししたいと思っております。これらからも、新潟県の最低賃金は中央の目安以上に引き上げていく理由が揃っていると考えております。

また、本日、資料を提出していなくて申し訳ないのですが、前回本審の資料にも、第四北越リサーチ & コンサルティング株式会社のグラフで見る県内経済、マンスリーの 6 月号が掲載されておりました。その新しいもので 7 月号がありまして、その中に、新潟県の消費動向調査 2023、夏期のまとめの中でも、今年の調査では収入、ボーナス支給予想ともに上昇し、県内でも賃上げの動きが出ていることが示された。しかし、生活実感は 3 期連続で悪化し、消費意識や行動では買い物に慎重な姿勢が見られるなど、と続きまして、このまとめの最後に、収入の上昇による消費の拡大という好循環実現のためには、賃上げの動きが広がり、かつ持続的に実施されるかがカギとなるとおぼろしく思います。最低賃金も賃上げの一つであるということをご配慮頂かなければならないと思っております。

そして、本日お配り頂いておりました、中賃の目安小委員会の公益委員の報告です。本審の資料でいうと No. 3 です。最後にあるのですが、公益委員見解及びその取扱いとありまして、3 ページの一番下から 4 ページにかけてあるのですが、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業、小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組みを継続的に実施するよう政府に対し要望するとあります。文書はその後続くので読み上げはしないのですが、そのため、中小企業、それから小規模事業への対応ということにつきまして、まだ使用者側

のお考えをお聞きしていないところでもあるのですけれども、新潟においてもこれはやはり労使共通認識ではないかと思っていますところでは。

労働者側としましても、中小企業、小規模事業への、税制も含めたさらなる施策や適切な価格転嫁に向けた取組みの強化を希望いたします。

長くなって恐縮ですが、最後に、私たちが議論するのは、最低賃金または最低賃金近傍で働く方々の賃金であります。そして、その多くの方々は、自分たちでは雇用主と賃金交渉ができない環境にあります。続く物価高のもと、最低賃金近傍で働く方々の生活を守るという観点を重視しなければいけないと考えております。

中央の公労使合同の委員が時間をかけて審議した中賃の目安を尊重したうえで、最低賃金法第9条の最低賃金を決める三つの要件を総合的に検討し、先に述べたセーフティネットとしての役割と地域間格差是正を勘案した最低賃金の引上げを求めて、真摯に議論していきたいと考えております。

労働者側としては以上です。

(部会長)

ありがとうございました。次に使用者側委員からお願いいたします。

(徳武委員)

使用者側委員の徳武でございます。

私どものお話をする前に、今、労働者側からいろいろご説明いただきましてありがとうございました。最初、私もメモを一生懸命取っていたのですけれども、途中で断念してしまいました。ご主張はよくわかりますけれども、基本的に、最低限の資料は整えた上でご発言をお願いしたいと思います。

(桑原委員)

はい。

(徳武委員)

それから、明日、資料をお出しいただけるということですが、今ほどのお話の中で印象に残ったのですけれども、新潟県で人口減少が進んでいて労働力不足が進んでいると。人手不足だということは私どもも同じ認識を持っていまして、これは非常に大きな問題だと思っているのですけれども、その中で、賃金の違いによって労働力が流失しているというようなお話があったかと思えます。

いろいろな調査とかを見ますと、確かにそのとおりの結果も出ているのですけれども、毎年おっしゃられているように、最低賃金他県と違うことによって労働力が流出しているという話をいただいていると思うのですけれども、明日、資料をご提示いただくときに、最低賃金が違うことによって労働力が流失しているというデータを、実は私どももいろいろと探したのですけれども見つけられませんでしたけれども、それをお持ちでしたら出していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

(桑原委員)

答えてもよろしいでしょうか。

(部会長)

よろしいですか。

(徳武委員)

出していただければ結構です。

(桑原委員)

ただ、私どもの根拠としているものは準備しているので出したいと思えますけれども、それが使用者委員が納得するかどうかというのはまた別の話です。と言いますのは、今、考えを述べる場かと思うのですが、それをもう返されたものですから、それに対して準備という、また求められたものを完璧に返すというお約束は、今はしかねるものですから、そういう意味で、一応、注意書きしておきます。

(徳武委員)

ご説明を用意されるのであれば、資料も出していただければということですので。お願いいたします。

(部会長)

よろしいですか。お考えを聞くということですので。引き続き、お考えをお聞かせいただければと思います。

(徳武委員)

私どもの考えについてご説明したいと思います。

皆さんのお手元に、いろいろグラフとかいろいろ付いた資料がお渡しされていると思うのですが、ありますでしょうか。この資料に基づいてご説明したいと思います。

最初に、最近の最低賃金の状況について、見ていきたいと思っております。お配りいたしました資料の1ページ目に記載の図1をご覧くださいと思います。

こちらは平成25年度以降の新潟県内の最低賃金等、法に定められます3要素のうち、生計費を表すものとして、消費者物価等標準生計費、賃金あるいは賃金支払い能力を表すものとして、所定内給与のそれぞれの対前年増加率をグラフにしたものでございます。詳細は、図の下にどこから数字を持ってきてあるかということは書いてありますので、あとで読んでいただければと思いますけれども、グラフの中の、点線に四角の物価、それからグレーの実線に米印の所定内給与、あるいはグレーの点線に三角の標準生計費、こちらはいずれもプラスマイナスで推移しておりますけれども、黒い実線に丸の最低賃金だけが一貫してプラスで推移しております。

その下、図2番は、今申し上げました四つの項目について、それぞれ平成25年の値を100とした場合に、そのあとどのように推移しているかということを表しています。ご覧のとおり、最低賃金だけが右肩上がりに上昇しております。令和4年では所定内給与が1.5ポイントプラス、物価は令和4年度に上昇いたしましたので7.1ポイントのプラス、標準生計費は7.3ポイントのマイナスですが、最低賃金は27ポイントのプラスとなっております。最低賃

金と所定内給与を比べますと 25.5 ポイント、物価と比べて 19.9 ポイント、標準生計費と比べて 34.3 ポイント上回っているということが分かります。

資料をおめくりいただきまして、2 ページの図 3 です。これは本審で配布されました資料にもありましたけれども、最近の最低賃金改定に伴う影響率の推移をグラフにしたものです。こちらご覧のとおり、右肩上がりに増えておりますけれども、近年はコロナ禍の中にありまして、16 から 17 パーセント程度と、高水準で推移してきているところでございます。

なぜこのように、ほかの指標に比べまして最低賃金だけが突出して上がってきているのでしょうか。

それは、平成 28 年から政府が最低賃金について全国加重平均 1,000 円を目指すとの方針を打ち出し、政府が最低賃金審議会にこの方針を考慮するように強く求め、その結果、最低賃金が必ずしも法の定める 3 要素について、十分に明確で客観的な根拠が示されているとはいえない、公益見解に基づく目安に沿って決められていると考えております。

その結果、資料 2 ページ中ほどに記載いたしましたとおり、各地の審議会におきましても、公労使全員一致となったのは 47 都道府県中 9 府県にとどまる結果となっております。

念のため申し上げておきますけれども、私ども使用者側といたしましても、最低賃金を含めまして、賃金が上がることは必要と考えております。賃金が上がらなければ物も売れませぬし、経済成長により日本全体、日本国民を豊かにすることはできません。また、現代の経営者は、従業員の方の能力向上、あるいは働き方改革の推進、付加価値の適切な配布の中での賃上げといった、人への投資を最も重要なものと考えております。また、目安制度につきましても、そもそもこの制度の趣旨にかんがみれば、これを否定するものでもございません。

しかしながら、今ほど申し上げました最低賃金の決まり方には、主に次の三つの点で問題があると考えております。

一つ目は、原理原則から外れたものとなっているということです。言うまでもございませんが、賃金上昇は、価格転嫁あるいは生産性向上との両輪となっていることが必要でございます。そうでなければ成長と分配の好循環や構造的な賃上げの実現あるいは経済成長どころか、経済全体の持続性も危ぶまれることになりかねません。簡単に申し上げれば、賃金の原資は、企業が自ら稼ぎ出さなくてはなりません、収入が増えないところに支出だけが増えるのであれば、いずれは行き詰ることになるのが明らかでございます。

しかしながら、現状では、最低賃金 1,000 円が経済全体にどのような効果をもたらすのか、あるいは最低賃金引上げの原資を確保する、中小企業や零細事業者の価格転嫁や生産性向上をどのように実現するのか、あるいはそれがいつ実現されるのかなどが具体的に示されておらず、実際に多くの中小企業あるいは零細事業者において、価格転嫁や生産性向上の政策の具体的な成果が表れず、それらを実現できていない中で、最低賃金だけが強制的に引き上げられてきています。

二つ目は、最低賃金はすべての事業者に一律に罰則付きで適用されるものであるという

ことです。一般的に賃金は、事業者が自社の支払い能力や労働の需給状況、中長期的な戦略や見通しなどを総合的に勘案し、実現可能な範囲で決定しています。最近では、円安やコロナ禍からの消費回復に伴い、業績が伸びたり、長期的な戦略や優秀な人材を獲得する観点から賃上げをする大手企業もございまして、県内でも春期労使交渉の結果など、賃上げ率が上昇いたしました。が、しかし、これらは賃上げができて、なおかつ報告ができた企業の集計であることも考慮しなければなりません。

県内ではコロナ禍による業績の落ち込みの影響やエネルギー、原材料価格の高騰により、収益やあるいはゼロゼロ融資の返済が重なるなどの資金の状況が厳しく、賃上げの余力に乏しい事業者も少なくありません。特に、最低賃金近傍での雇用が多い事業所は、得てして事業基盤や収益力が弱く、コロナ禍の影響を強く受け、あるいは客離れの心配があることから十分な価格転嫁もできず、収益確保の見通しも立たない中、人手確保のためにやむなく賃上げをしたり、あるいは賃金を上げたくてもできないという事業者も、少なからず存在いたしますが、そうした事業者の方にもいやおうなしに最低賃金の引き上げが適用されることとなります。

最後に、資料の2ページの中ほどにも記載がございしますが、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないとする、最低賃金法の法律の定めから逸脱しているということです。さらに、政府から審議会に対しては、地域間格差の縮小についても求められていますが、今ほど申し上げましたように、最低賃金法では、地域ごとの差があることを前提としており、最低賃金を各地域の実情に合わせて決定することを求めており、それを縮小するというところまでは求めておりません。

今般、目安の枠が4区分から3区分に改定されましたが、資料の2ページの一番下に記載しておりますが、中賃の全員協議会の報告によれば、このたびの決定に使われました19の指標、いずれにも都道府県ごとに明確な差がございまして、決定要覧をお持ちの方は、あとでこの資料に明細が載っておりますので、それをご覧いただければと思いますけれども、この総合指数、19の指標を総合した総合指数というものがございまして、東京を100とした場合、新潟は72.8で27位、最下位の沖縄では63.1となっております。なお、資料には隣接する各県の総合指数と順位も記載しておりますので、ご参考までに見ていただければと思います。

仮に最低賃金を全国一律とするのであれば、例えば生活費の高い大都市地域の労働者あるいは収益力の小さい地方の事業者にとって、それが公平なものとなるのかどうか、そこは慎重に検討することが必要だと思います。このように、最低賃金法に基づき設けられる審議会が、その最低賃金法を軽視するような審議を行っていることが適切と言えるのか、こちらについてもはなはだ疑問を感じざるを得ません。

今まで申し上げました問題点につきましては、資料2ページ目の下のほうに書いてありますけれども、中央最低賃金審議会の報告にも記載がございました。そちらに書いてありますけれども、政府方針への配慮の在り方につきましては、中央最低賃金審議会における目

安審議や、地方最低賃金審議会の審議においては、公・労・使3者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中賃や地賃の毎年の審議を、過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされたとされました。

また、目安の位置づけにつきましては、目安が最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。またこの趣旨が、地賃の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを、事務局に対し要望するとされました。

こうしたことを踏まえまして、使用者側委員といたしましては、最低賃金の議論にあたりましては、最低賃金法の原則、すなわち新潟県内における労働者の生計費、賃金、通常の実業の支払い能力の3要素について、客観的なデータ等に基づき進めていくことを基本とし、最低賃金が労働者の賃金の最低額を保障するものであることや、事業者の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業や小規模事業者のおかれている厳しい経営状況を十分に踏まえて、納得性のあるものとしたいと考えています。

次に、今ほどご説明しました最低賃金法の原則、すなわち労働者の最低賃金、通常の実業の支払い能力の3要素について、データを用いまして現状について簡単に説明したいと思います。資料の3ページをご覧ください。

最初に、生計費については新潟県の標準生計費を見ていきます。令和5年度の標準生計費はまだ出ておりませんので、令和4年度の標準生計費、最近の物価上昇率を加味した金額で計算しますと、12万1,097円となります。

次に として、最低賃金法では、生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護にかかる施策との整合性に配慮するものとするところがありますことから、生活保護における付与基準額を見てみます。こちら新しい基準額が見当たりませんでしたので、令和4年4月の扶助基準額に最近の物価上昇率を加味して計算しました金額は、8万135円となります。生活扶助費につきましては、先ほど配られました専門部会の資料の中にもありましたけれども、住宅扶助額でしょうか、こちらの金額は分かりませんでしたので、これは記載されておりませんでした。先ほど配られました資料に記載がございましたので、それを加味して見ていただければと思います。

次に として、現在の最低賃金890円で、新潟県で平均的な時間、平均的な日数、働いたとして得られる月収は、計算しますと14万6,727円となります。これらを比較しますと、現在の最低賃金は、まず、労働による得られるものですから、生活保護基準を上回ること、これは当然ながら、標準生計費も上回る水準にございます。

参考までに、その次に最近の消費者物価の上昇率と最低賃金の上昇率をグラフにして記載しております。そのグラフによりますと、令和4年の最低賃金は前年比で3.6パーセント引き上げられましたが、その後の消費者物価上昇率の平均は3.3パーセントで、それを上回っております。

次に、賃金につきましては、新潟県の毎月勤労統計調査の事業所規模5人以上の事業所の

所定内給与をみてみます。令和4年4月の所定内給与は、前年同月比で2.4パーセントの増加となっています。

次に事業の支払い能力につきましては、直接的にそれを表すデータはございませんが、賃金の増加率がそれを表すと考えています。

今ほど申し上げました県の統計によれば、県内の賃金の上昇率は2.4パーセントということですが、それ以上に増やした事業所ももちろんございますし、下回るところもあり、営業の厳しいところでは賃上げができないところなど、一様でないことに留意する必要があります。

ここで県内企業全般的な状況についてもご説明をいたします。

まず、資料3ページの一番下でございますが、最近の日銀新潟支店の調査によりますが、企業の先行き見通しは、販売価格の33パーセントポイントに対しまして、仕入れ価格が57パーセントポイントとなり、自社の販売価格が上がるとみている企業より、仕入れ価格が上がるとみている企業のほうが多くなっています。つまり、原材料やエネルギーの高騰の価格転嫁が進まないことから、2023年度の計画は、売り上げは2.7パーセント増えるものの、利益が24パーセント減少するとなっています。

次に、資料をおめくりいただき、4ページをご覧ください。次に、県内企業の価格転嫁の状況についてご説明をいたします。

新潟県の調査によれば、4ページ目でございますが、仕入れ価格の上昇の収益への影響については、約9割の企業が仕入れ価格の上昇が収益を圧迫していると、大きく圧迫しているとする企業も約半分あります。また、運輸、飲食サービス、宿泊などの業種は、100パーセントが収益を圧迫されていると回答していますが、これらの業種はコロナ禍の影響を大きく受け、その回復途上にあるうえ、最近、官民で取り組まれております下請け取引の適正化や、パートナーシップ構築宣言などの対象の業種から外れるものが多く、値上げが客離れにつながりやすいことから、原価や光熱費の上昇を価格に十分転嫁できない事業者も少なくありません。

次に資料5ページです。の価格転嫁の状況では、全てできているという企業は8.5パーセントしかなく、半分程度以下とする企業が6割あり、2割の企業が全くできていないと答えています。の資金繰りの状況につきましては、現在は厳しいとする企業が約4割あり、さらに今後の見通しになると、厳しいとする企業は約半数に増えております。

この背景には、これまで申し上げましたように、光熱費や原材料価格、あるいは人件費の高騰の価格転嫁が進まないことに加え、大きな問題として、いわゆるゼロゼロ融資というものがございます。ゼロゼロ融資とは、皆さんご存じだと思いますが、コロナ禍で売上が減った企業に、実質無利子無担保で融資する仕組みでございます。この融資は3年の返済据え置きができましたことから、この夏から返済開始となる企業が増えてまいります。

資料6ページをご覧ください。こちらに記載しておきましたが、新潟県では政府系金融機関を除く民間金融機関の取扱いだけで、ゼロゼロ融資が約4,440億円、利用されたところで

ございます。この金額、イメージがしにくいのですが、例えば当時の令和2年度の新潟県の当初予算の約4割、あるいは新潟市の予算を上回るという大きな金額となります。ゼロゼロ融資を返済するためには、当然のことながら、通常の事業に必要な利益に加え、返済額に見合った利益が必要になります。新型コロナウイルス感染症が5類になり、各種行動制限が緩和されたとはいえ、客足が戻っていなかったり、人手不足で営業を縮小しなければならないとか、さらなる客離れの不安から原価やコスト上昇に見合った値上げができず、売上や収益が回復していない事業所も多くあります。

ここで、人手不足につきましては、いわゆる人が足りない、人手が足りない、少し言葉は悪いのですが人の頭数が足りないということもありますし、小さな事業者さんでは、人を集められるだけの賃金が出せないというような背景もあるということに、留意する必要があります。

最後になりますが、事業規模の小さい会員さんも多い新潟商工会議所さんの調査結果でも、上昇を続けてきた業況DIが悪化、経済活動が活発になるも採算面で苦しい状況が続くとし、新型コロナの5類への引き下げにより、経済活動が活発になってきているとする意見が多いものの、引き続き、原材料等の高騰や価格転嫁問題、人手不足等に加え、ゼロゼロ融資の返済開始を心配する声もあった。引き続き苦しい状況が続くことが予想されると思っています。

このように、エネルギーや経済価格の高騰あるいはゼロゼロ融資の返済は、事業基盤が弱く、最低賃金近傍の雇用の多い事業所ほど深刻な影響を受けることは申し上げるまでもありません。このたびの最低賃金の改定にあたりましては、これまで申し上げたことを念頭に決定すべきと考えております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま労使双方それぞれの立場から、基本的なお考えをお伺いいたしました。

それでは、最低賃金引上げに対する率直なご意見を、労使それぞれから個別にお聞きすることとしたいと思います。まず労働者側委員からお聞きするというところでよろしいでしょうか。

(桑原委員)

意見といいますと、どのような。今、考え方を述べて、それに加えて。

(部会長)

そうですね。もう少し具体的に、こちらからお伺いしたいこともございますし。よろしいですか。

(桑原委員)

はい。

(部会長)

公労協議の前に打ち合わせする時間は必要でございますか。

(桑原委員)

特に必要ないです。

(部会長)

承知しました。

それでは公労協議から始めたいと思います。事務局から連絡事項をお願いいたします。

(事務局)

それではこのあと、二者協議の場面となりますので非公開となります。傍聴者の方はこの場でお待ちいただきたいと思います。

それぞれ控室をご案内いたします。公益委員、それから労働者側については3階第3小会議室へお願いしたいと思います。使用者側については、このままここで残っておられても結構ですし、3階の審査室に、控室に一旦お戻りになられてもけっこうです。

(個別折衝)

(部会長)

全体会議を再開いたします。

本日は労使双方から金額の提示は行われませんでした。各委員におかれましては、専門部会で審議のため提出を予定している資料などがございましたら、事務局に早めに提出をお願いいたします。

委員の皆様、そのほか何かございませんか。徳武委員、お願いします。

(徳武委員)

金額について考えるうえで参考にさせていただきたいのですが、労働側の委員の先ほどご説明の中で、格差の縮小というお話があったと思うのですが、今日お配りいただいたこの資料のリビングウェッジ、資料の1枚目に、各都道府県のリビングウェッジとあります。1時間当たりの金額とそれから最低賃金の二つを見た、これは最低賃金のリビングウェッジの何パーセントになっているかというのが、最賃率ですね、真ん中あたり。

(桑原委員)

そうです。はい。

(徳武委員)

そういうことですね。

それで、格差の縮小についての考え方を確認させていただきたいのですが、このリビングウェッジを見ますと、東京の1,230円、これが最高ですね。

(桑原委員)

はい。

(徳武委員)

そこから、宮崎、鹿児島 の 990 円まで、格差とは言わないと思うのですけれども、差があります。それで、例えば東京の 1,230 円に対して新潟が 1,030 円ということなので、これを割り算すると、新潟は東京の 83 パーセントくらいになると思うのです。

(桑原委員)

はい。

(徳武委員)

83 パーセントになると思うのです。それで、その最低賃金を見比べてみると、東京 1,072 円に対して新潟は 890 円なので、これも割り算すると、偶然かどうか分からないけれども 83 パーセントになります。

つまり、リビングウェイジが新潟は東京の 0.83 で、今、最低賃金も 0.83 になっています。それを踏まえて、おっしゃる格差の縮小というのは、この最低賃金の金額を揃えましょうというお話なのか、そうではなくて、例えば最賃比という計算がありますけれど、これは東京が 87.2、神奈川が 91.5、大阪が 93.0、新潟が 85.4 になりますけれども、ここの数字をそろえようということなのでしょう。どちらなのでしょう。

(桑原委員)

この資料は、格差の縮小というよりも、生計費の部分で使う資料です。

(徳武委員)

だけれども差がありますよね。

(桑原委員)

ですから、私も先ほど言われた数字と比べて全部把握できていなくて、すみません。格差の縮小については、あくまでも最低金額の地域間格差の話であって、最賃比の部分は生計費との見合いですので、今言っていた比率のところをいうと、もう 1 回、どこがどうかということをもう 1 度お聞きしないと、すぐには答えられないのですけれども。

(徳武委員)

例えば、最低賃金を極端な話、全国一律にしましょうということになったとします。そうすると、一方で、リビングウェイジのほうは、地域によって違いがあるわけですから、最賃比でみると 100 パーセントになっているところもあるかもしれないし、もしかすると水準の決め方によっては 110 パーセントになるかもしれないし、90 パーセントになるかもしれない。

(桑原委員)

そうですね。

(徳武委員)

というところが出てくるということですので、そういう考え方ですか。

(桑原委員)

最賃比という考え方で言うとそうなりますけれども、あくまでもこれは、繰り返しになりますけれども、生計費をみるにあたって、最低賃金が生計に足りないことを表すため

の数字ですので、これが110であったり90であったりとなった場合は、全国一律になって110となってきた場合には、数字としてはそう出てきますけれども、それをよしとするかはまた別の話になります。

(徳武委員)

ということは、格差の縮小とおっしゃる、目指していらっしゃるところは、最低賃金の金額を全国一律にしましょうという考え方に近いということによろしいのでしょうか。

(桑原委員)

近いのですけれども、単純に一律とは考えておりません。なぜかというと、先ほど話したように、いろいろな価格は地方も首都圏も一緒ですけれども、地代とか住居費にかかるもので差がありますので、ストレートにこちらとしては全国一律とまで言い切るものではありません。

(徳武委員)

そうすると、格差の縮小というのは、具体的にどのようなことですか。

(桑原委員)

生活できる賃金というところの中で、許容できる、地代以外の部分は、全国一律なわけだから差がないけれども、そこにも至らない、地代以外の部分も含めて、今差があるところを言っているのではなくて、確かにおっしゃるとおり、一つひとつの生計にかかる各都道府県の、何にいくらかかるかということを出して見たうえでないと、正確なところはお答えできませんけれども。

(徳武委員)

そういう細かい数字を言っているのではなくて、考え方として、例えばリビングウェイジという数値をとるのであれば、リビングウェイジと最低賃金が、少なくとも同じ金額にするべきだよねというお話だとは思うのですけれども。

(桑原委員)

少なくともと言うよりは、お答えがうまく伝わらないかもしれないのですけれども、格差というのは、あくまでも最低賃金の金額の格差が必要以上にあってはいけないというところを言っているわけであって、リビングウェイジに関しては生計費のところを言っているので、それを一緒にして今お答えするのは難しいです。

(徳武委員)

ということは、今のお話からすると、地域別最低賃金については、差は出てくるのだろうけれども、それは必要以上のものであってはいけないよと。

(桑原委員)

そうです。

(徳武委員)

必要という水準はどの辺でお考えなのですか。

(桑原委員)

必要という水準。そこまで今計算等をしておりませんので、この場ではお答えできません。

(徳武委員)

いずれ出されるということですね。

(桑原委員)

場合によっては出します。場合によってはです。ただそれが今年の審議に必要かどうかと言われると、少しそこは。

(徳武委員)

でも、格差の縮小ということを主張されているわけですから。

(桑原委員)

それはしております。どう考えても。格差というか額差ですよ、実際は。

(徳武委員)

額差。

(桑原委員)

金額の額。額差ですよ。

また話がずれて申し訳ないのですけれども、金額のその差の部分は、先ほども言いましたけれども、生計費以外の部分を先ほど少しお話してありますけれども、そういう部分も含めてのもので、その水準がどれくらいといわれても、今ここでお答えするのはちょっと難しい。

(徳武委員)

その数字を要求しているのではなくて、その格差というのは、何のこと言っているのか、何の差のことを言っているのか。

(桑原委員)

金額差です。

(徳武委員)

最低賃金の金額の差があっては。

(部会長)

すみません、よろしいでしょうか。

多分また次回、資料が提示されますので、具体的なもの。

(徳武委員)

次回提示するということはおっしゃっていませんでした、今。必要があればするという事です。

(部会長)

いえいえ。その前に言われたお話ですよ。前回の主張にからめた資料を次回お出しただけです。

(桑原委員)

そうです。

(部会長)

そのときに具体的に議論したほうが、多分、手元にいろいろありますので、建設的なお話ができるかなという気がするのです。

(桑原委員)

徳武委員がおっしゃっていることは分かるのですが、そこで、どこの差というか格差を何としてみて、ではどの差まで許容できるかという部分を今答えると言われても。

(徳武委員)

後日答えていただければ、そのように、後日答えますとおっしゃっていただければ。

(桑原委員)

それはお約束、今できないです。

(徳武委員)

それを考えないで金額を提示できるのですか。

(桑原委員)

ですからそこは、先ほど言いましたように、これは生計費にかかる資料ですので。

(徳武委員)

だから私は、このリビングウェイジの数字がどうのこうのという話をしているのではなくて、格差とおっしゃるものが何を指しているのかということをお聞きしているのですけれども。

(桑原委員)

格差は、これに限らず地域間格差のことを、そこまで、何を指しているかと言われると、その金額差ですよね、あくまでも。

(徳武委員)

最低賃金でいえば、現状、地域ごとに差があるわけですので。そういうことを指していらっしゃるのか。

(桑原委員)

格差についてはそうですね、地域間の格差です。例えば新潟県と長野県、県境の津南町と栄村、線を引くだけで 18 円の差があるというのは。

(徳武委員)

ではそれは、新潟県と長野県は一緒であるべきということですか。

(桑原委員)

一緒とは言わないけれども、その差が容認できるかどうかという部分で、先ほど、その容認できるラインのことも聞かれましたけれども、そこがどうかというところを計算等と資料を集めることを含めたときに、すぐには、出すお約束までできるかということ、そこは少し難しいです。どう考えているかといわれたら、ロジックで今ズバッと答えられるものは正直言って。

(徳武委員)

計算式を示せとは言っていないので。基本的な考え方というのはどうなのですかという、どういうものなのですかということをお聞きしているのです。格差があるということは、金額差がありますということは、それはそのとおりですけれども、その格差を縮小するために金額をいくりにするかということは、これからお考えだと思のです。例えば私のほうも金額を考えると、そういうご意見があるのかと、仮に参考にするときにどういうふうにお考えなのかなということ、お聞きしたいと思ったわけですが、

(桑原委員)

申し訳ありませんけれど。

(徳武委員)

なかなか説明できないのであればけっこうです。

(桑原委員)

そのとおりです。徳武委員の求めることは、ちょっと説明が難しいです。

(部会長)

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

ないようですので、次に議題(4)のその他についてお願いいたします。

(事務局)

明日以降の日程の説明になります。

明日 8 月 2 日(水) 第 2 回の専門部会は午後から開催。一日飛んで 8 月 4 日(金) に第 3 回専門部会、午後からになります。あと、土日をはさんで 8 月 7 日なのですが、月曜日午前中、専門部会の予備日を一応設定しております。8 月 7 日の午後から第 3 回の本審の予定となっております。

(部会長)

ただいまの説明に関してご質問、ご意見等はございませんか、よろしいでしょうか。

これで予定の議題が終了いたしました。委員の皆様、その他特にございませんか。事務局から追加の伝言とか、よろしいですか。

ないようですので本日の会議を終了いたします。議事進行を事務局へお返しします。次回の会議に向けて、全会一致に向けた審議を尽くしていただくよう、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

事務連絡を 1 点だけお願いします。委員の皆様のお手元に第 2 回、第 3 回の専門部会の開催通知を上げてありますので、お持ち帰りください。併せて第 2 回、第 3 回専門部会の出欠確認票もお配りしておりますので、 ないしは×をつけてお名前を書いて、そこに置いておいてください。回収しますのでよろしくをお願いいたします。

次回、第 2 回専門部会は明日 8 月 2 日(水) 午後 1 時 30 分から、本日と同じこの会場、

4階共用会議室で開催いたします。

第1回専門部会はこれにて終了いたします。お疲れ様でした。